

保有個人情報の漏えい等の報告遅延に関する個人情報保護委員会からの指導について

令和 8 年 7 月 2 9 日（水）に公表した「市立井田病院における入院患者の個人情報の漏えいについて」の事案に対し、国の機関である個人情報保護委員会への報告が遅れたため、同年 8 月 2 1 日（金）、同委員会から文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、事務事故発生時に組織内で情報共有が速やかになされるよう周知徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 事案の概要

特定の保有個人情報の漏えい等が発生した場合等には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）等に規定する期日までに個人情報保護委員会に報告する必要があります。

本件は、市立井田病院の医師が、令和 8 年 5 月 2 1 日（木）に入院患者の個人情報 3 5 名分が記載された書類を、処置に入った患者様の病室に置き忘れ、その後、その患者様の御自宅で当該書類が発見されたことにより、個人情報が漏えいした事案において、当該事案が要配慮個人情報の漏えい等に該当し、個人情報保護委員会へ報告を要するものであるという認識に至らず、同委員会への報告が同年 7 月 9 日（木）となり、漏えい等の事態を知った後 3 0 日以内という所定の期日を経過してしまったものです。

なお、当該書類には、入院患者の I D、氏名、生年月日、性別、年齢のほか、病名、病状等が含まれていました（事案の詳細は別添報道発表資料参照）。

2 個人情報保護委員会からの指導

（1）指導の名宛人

病院事業管理者

（2）指導の趣旨

法の規定に沿った適正な取扱いがなされておらず、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていなかった。

（3）指導の内容

ア 今後、個人情報保護委員会へ報告を要する事態が生じた場合には、同事態を知った後、速報については速やかに、また、確報については法等に規定された期間内に所定の事項を報告すること。

イ 上記アの報告が可能となるよう、漏えい等事案に対する体制の整備を行うこと。

3 今後の対応

職員一人ひとりが、個人情報は市民の皆様からお預かりした大切なものであるという意識と責任感を強く持って業務に取り組むよう、情報セキュリティの重要性についての研修等を徹底し、個人情報の管理体制を強化するとともに、事務事故発生時に組織内で情報共有が速やかになされるよう周知徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先

(個人情報保護委員会からの指導に関する事)

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当 吉永

電話 044-200-3656 内線21702

(井田病院における漏えい事案に関する事)

川崎市病院局 市立井田病院事務局庶務課 伊藤

電話 044-766-2188 (代表) 内線79220

市立井田病院における入院患者の個人情報の漏えいについて

市立井田病院の医師が、令和8年5月21日（木）に入院患者の個人情報35名分が記載された書類を、処置に入った患者様の病室に置き忘れ、その後、その患者様の御自宅で当該書類が発見されたことにより、個人情報漏えいする事案が発生しましたので、御報告いたします。

対象となる患者様及び御家族には、大切な個人情報を適切に管理できず、多大な御心配と御迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げます。

なお、書類はすべて回収をしており、更なる外部への漏えいや二次被害は確認されておりません。

1 漏えいした個人情報

35名（当該患者様を含む。）の入院患者のID、氏名、生年月日、性別、年齢のほか、病名、病状等の要配慮個人情報を含む保有個人情報

2 経過

5月21日（木）

- ・当該医師が、複数の入院患者の情報が記載された書類をクリアファイルに入れて、処置のため患者様の病室（個室）に入室
- ・退室後、当該書類が見当たらないことに気づき、すぐに病室に戻って探したが見つからず、その後に来院したその病室の患者様の御家族とともに再度探したが、発見に至らなかった。
- ・御家族に当該書類を見つけたら連絡していただくよう依頼したが、本件について、当該医師は上司への報告を行わなかった。

6月下旬

- ・御家族が患者様の御自宅で当該書類を発見

7月2日（木）

- ・御家族が当該書類を井田病院へ返却
- ・当該医師がすべての書類が揃っていることを確認した後、本件について上司に報告

7月6日（月）

- ・井田病院から病院局本庁へ本件について報告

7月9日（木）

- ・入院患者の要配慮個人情報の漏えいについて、国の個人情報保護委員会に報告

7月15日（水）～7月23日（木）

- ・電話及び文書にて個人情報漏えいした患者様及び御家族に説明・お詫び

3 原因

医師の不注意により、処置した患者様の病室（個室）に複数名の患者様の個人情報に記載された書類を置き忘れ、退院時に当該患者様の個人所有の書類等と一緒に持ち帰られた可能性が高く、病室から退出する際の書類確認が不十分でした。

また、当該医師は、当該書類が所在不明となった時点で速やかに上司への報告を行うべきでしたが、個人情報の紛失に対する認識が不十分であったため報告が遅れ、結果的に必要な対応や手続きに遅れが生じることとなりました。

4 再発防止策

- （１）病院長から当該医師に対し、個人情報の保護や迅速な上司への報告を徹底するよう、厳重注意を行いました。
- （２）個人情報の紛失が疑われる場合などの第一報については、直ちに上司へ報告することを徹底するよう、改めて院内に注意喚起しました。
- （３）医師をはじめとした院内の全職員に対し、個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報保護の意識の更なる向上に加えて、患者様に関する情報をより一層慎重に取り扱うことを徹底します。
- （４）病室入室時のクリアファイルの使用をやめ、専用バインダー等による管理へ変更します。

問合せ先 川崎市病院局 市立井田病院事務局庶務課 伊藤 電話：044-766-2188（代表） 内線 79220
--